

参考

(よくわかる!)

# 子どもの 権利条約

児童の権利に関する条約



企画：法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会

制作：公益財団法人人権教育啓発推進センター

# けんりじょうやく なに こどもの権利条約って何？

ぜんせかい すべて しあわ まいにち く  
全世界の全てのこどもたちが幸せに毎日を暮らすことがで  
きたらしいと思いませんか。でも、世界には貧しさに苦しんで  
たたかれて食べ物がない家族もいます。災害や戦争、紛争でふるさと  
をなくして家族と別れ、学校にも通えないこどもたちがたくさん  
います。日本でも、大人にひどい目にあわされたり、嫌なこ  
とをされたりするこどもたちがいます。

きび じょうきょう おお  
そのような厳しい状況にある多くのこどもたちがいること  
から、世界の国々の責任として、こどもの権利をしっかりと  
まも 守っていくために、1989年につくられたのが「こどもの権利  
じょうやく ないよう おお くに こくさい きかん  
条約」です。どんな内容にしたらよいか、多くの国や国際機関  
とう なが あいだはな あ き  
等が長い間話し合って決めました。



じょうやく おとな かんけい  
こどもの条約だから、大人には関係ないの？

そだ  
そんなことはないよ。こどもを育てるのはまず  
おや せきにん じょうやく か  
親の責任だと条約に書かれているよ。だから、  
おとな じょうやく か  
大人もこの条約に書かれていることをよく理解  
して、守っていかなければいけないんだよ。





けんりじょうやく  
子どもの権利条約では

たとえれば、したか  
例えば、下に書かれているようなことが  
決められています。



あなたが幸せいきしていくために  
たいせつ  
大切なことばかりです。

さべつ  
**差別されない**

じんしゅせいべつかことぱんしゅうきょう  
人種や性別、使う言葉、信じている宗教、  
おやひとしょううむ…  
親がどのような人か、障がいの有無…  
ちがさべつ  
どのような違いがあっても差別されません。  
もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら  
たすくる  
助けを求めてください。

いちばん  
**あなたが一番**

おとなもっと  
大人は、「あなたにとって最もよいことは  
なにかんが」をいつも考えなければなりません。  
じんせいおとなつごう  
あなたの人生は、大人の都合だけで決めら  
れてよいものではありません。

まもいのち  
**守られる命**

すべいけんり  
全ての子どもには生きる権利があります。  
あなたは、すこやかな成長のために、  
じゅうぶんきょういくしえんう  
十分な教育や支援を受けることができます。

いけんたいせつ  
**意見は大切**

いけんねんれいせいちょう  
あなたの意見は、あなたの年齢や成長に  
おうそんちょう  
応じて、しっかりと尊重されます。  
いけんつた  
意見があれば、伝えてみましょう。

# 子どもの権利条約

◆日本ユニセフ協会抄訳1~40条

しゅってん にほん きょうかいしゃく  
出典：日本ユニセフ協会

## 第1条

### 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。



## 第2条

### 差別の禁止

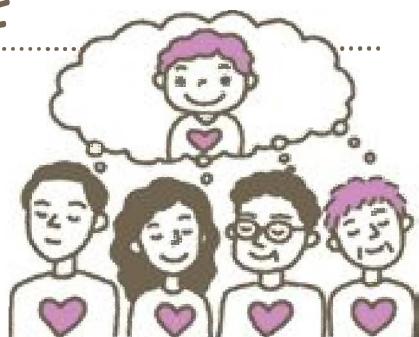
すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のかがいや、性のかがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



## 第3条

### 子どもにもっともよいことを

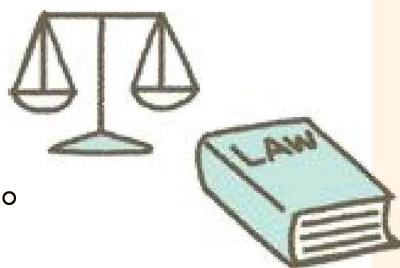
子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



## だいじょう 第4条

### くにぎむ 国の義務

くに  
国は、この条約に書かれた  
けんり  
権利を守るために、必要な  
まも  
法律を作ったり政策を実  
ひつよう  
行したりし  
こう  
なれば  
なりません。



## だいじょう 第5条

### おやしどう 親の指導を そんちょう 尊重

おや  
親（保護者）は、子どもの  
ほ  
はつたつ  
発達に応じて、適切な指導  
ごしゃ  
じどう  
をします。国は、  
おや  
親の指導を尊重  
しどう  
します。



## だいじょう 第6条

### い 生きる権利・ そだ けんり 育つ権利

すべての子どもは、生きる  
けんり  
権利・育つ権利をもって  
います。



## だいじょう 第7条

### なまえこくせき 名前・国籍を けんり もつ権利

こどもは、生まれたらすぐに  
とうろく  
登録（出生届など）されなけ  
ればなりません。こどもは、  
なまえ  
名前や国籍をもち、できる  
かぎり親を知り、親に育てて  
もらう権利をもっています。



だいじょう  
第8条なまえ　こくせき　かぞく　かんけい　まも　けんり  
名前・国籍・家族関係が守られる権利

くに　なまえ　こくせき　かぞく　かんけい　まも　じぶん　じぶん  
国は、こどもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分で  
あることを示すものをむやみにうばわれる  
ことのないように守らなくてはなりません。

だいじょう  
第9条おや　ひ　はな　けんり  
親と引き離されない権利

こどもには、親と引き離されない権利  
があります。こどもにもっともよいとい  
う理由から引き離されることも認めら  
れます。そのため、親と会ったり連  
絡したりすることができます。

だいじょう  
第10条べつべつ　くに　おや　あ　けんり  
別々の国にいる親と会える権利

くに　べつべつ　くに　おや　あ　いっしょ  
国は、別々の国にいる親とこどもが会ったり、一緒にくらしたり  
するために、国を出入りできるよう配慮し  
ます。親がちがう国に住んでいても、こど  
もは親と連絡をとることができます。



だい  
第11条

くに つ  
よその国に連れさられない権利

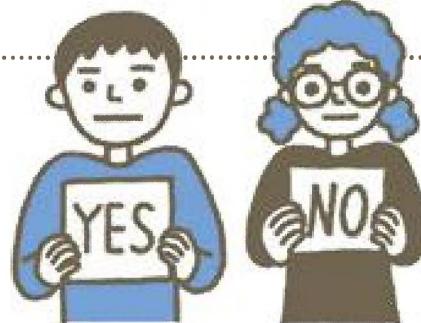
くに くに そと つ  
国は、こどもが国の外へ連れざられたり、自分  
の国にもどれなくなったりしないようにします。



だい  
第12条

い けん あらわ けん り  
意見を表す権利

こどもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



だい  
第13条

ひょうげん じ ゆう  
表現の自由

こどもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



だい  
第14条

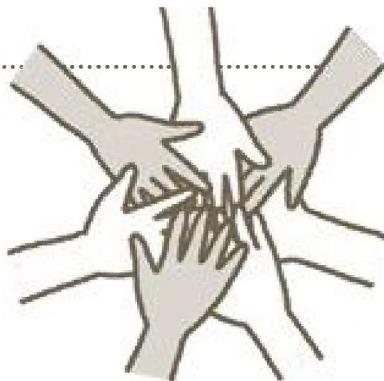
し そ う り ょ う し ん  
思想・良心・  
宗 教 の 自 由

こどもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。



だい  
第15条けつしや しゅうかい じゆう  
結社・集会の自由

こどもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

だい  
第16条めい よ ほ ご  
プライバシー・名誉の保護

こどもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

だい  
第17条てきせつ じょうほう にゅうしゅ  
適切な情報の入手

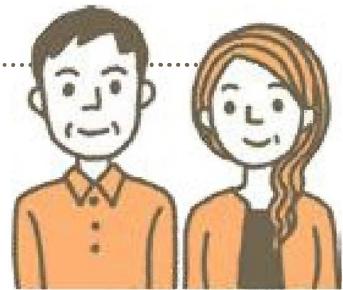
こどもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、こどもによくない情報からこどもを守らなければなりません。



だい  
第18条

## 子どもの養育はまず親に責任

こどもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。



だい  
第19条

## あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



だい  
第20条

## 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



## だい 第21条 じょう

ようしえんぐみ  
養子縁組

こどもを養子にする場合には、そのこどもにとて、もっともよいことを考え、そのこどもや新しい親(保護者)のことなどをしつかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



## だい 第22条 じょう

なんみん  
難民のこども

自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となつたこどもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



## だい 第23条 じょう

しおう  
障がいのあるこども

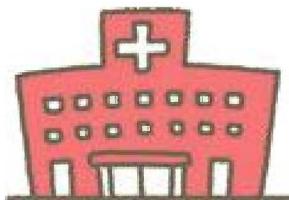
心やからだに障がいがあるこどもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



## だい 第24条 じょう

### けんこう いりょう 健康・医療 けんり への権利

こどもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



## だい 第25条 じょう

### しせつ はい 施設に入っているこども

施設に入っているこどもは、その扱いがそのこどもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



## だい 第26条 じょう

### しやかいほしょうう けんり 社会保障を受ける権利

こどもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



## だい 第27条 じょう

### せいかつすいじゅん かくほ 生活水準の確保

こどもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるもののや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



だい  
第28条  
じょうきょういく　う　けんり  
教育を受ける権利

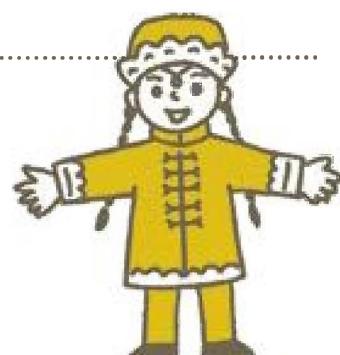
こどもは教育を受ける権利をもっていま  
す。国は、すべてのこどもが小学校に行  
けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みた  
いときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなり  
ません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考  
かた  
方からはずれるものであってはなりません。

だい  
第29条  
じょうきょういく　もくてき  
教育の目的

教育は、こどもが自分のもっている能力を  
最大限のばし、人権や平和、環境を守るこ  
となどを学ぶためのものです。

だい  
第30条  
じょうしょうすう　みんぞく　せんじゅうみん  
少数民族・先住民のこども

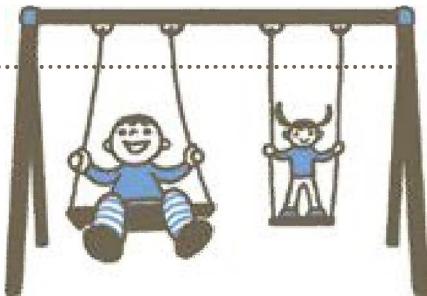
少数民族のこどもや、もとからその土地に住  
んでいる人びとのこどもは、その民族の文化  
や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



だい  
第31条  
じょう

やす  
あそ  
けん  
り  
**休み、遊ぶ権利**

こどもは、**やす  
あそ  
ぶん  
か  
げい  
じゅつ**  
休んだり、遊んだり、文化芸術  
かつどう  
さんか  
けんり  
活動に参加したりする権利をもっています。



だい  
第32条  
じょう

けい  
ざい  
てき  
さく  
しゅ  
ゆう  
がい  
ろう  
どう  
ほ  
ご  
**経済的搾取・有害な労働からの保護**

こどもは、**はたら  
きよう  
いく**  
むりやり働かされたり、そのために教育を  
受けられなくなったり、心やからだによくない仕事  
をさせられたりしないように**しごと  
まも  
けん  
り**  
守られる権利をもっています。



だい  
第33条  
じょう

ま  
やく  
かく  
ざい  
性的  
の  
から  
の  
保護  
**麻薬・覚せい剤  
などからの保護**

くに  
国は、こどもが**ま  
やく  
かく  
ざい**  
い剤などを卖ったり買った  
り、使ったりすることにまき  
こまれないように**まも**  
守らなければなり  
ません。



だい  
第34条  
じょう

せい  
てき  
さく  
しゅ  
性的  
の  
から  
の  
保護  
**性的搾取  
からの保護**

くに  
国は、こどもが**じ  
どう**  
児童ポルノ  
や児童買春などに利用さ  
れたり、**せい  
てき  
ぎやく  
たい**  
性的な虐待を受け  
たりすることのないように  
守らなければ  
なりません。



## だい 第35条 じょう

ゆう かい ぱい ぱい ほ ご  
誘拐・売買からの保護

くに  
国は、こどもが誘拐されたり、売り  
かいされたりすることのないように  
まも  
守らなければなりません。



## だい 第36条 じょう

さく しゅ ほ ご  
あらゆる搾取からの保護

くに  
国は、どんなかたちでも、子どもの  
しあわ  
幸せをうばって利益を得るようなこ  
とから子どもを守らなければなりま  
せん。



## だい 第37条 じょう

ごう もん し けい きん し  
拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的で  
ないなどの扱いをしてはなりません。また、  
こどもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすること  
は許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守  
られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。



## だい 第38条 じょう

### せん そう 戦争からの ほ ご 保護

くに さい  
国は、15歳にならないこど  
もを軍隊に参加させない  
ようにします。また、戦争  
にまきこまれたこどもを守  
るために、できることはすべ  
てしなけ  
ればなり  
ません。



## だい 第39条 じょう

### ひ がい 被害にあった かい ふく 子どもの回復 しゃ かい ふつ き と社会復帰

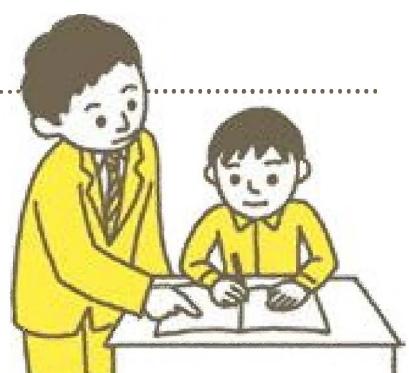
ぎやくたい にん げん てき あつか  
虐待、人間的でない扱い、  
せん そう ひ がい  
戦争などの被害にあった  
こどもは、心やからだの傷  
をなおし、社会にもどれる  
ように支援  
う を受けるこ  
とができます。



## だい 第40条 じょう

### かん し ほう 子どもに関する司法

つみ おか  
罪を犯したとされたこどもは、ほかの人  
じん けん たい せつ まな しゃ かい  
の 人権の大切さを学び、社会にもどった  
とき自分自身の役割をしっかり果たせる  
じ ぶん じ しん やく わり は  
かんが あつか けん り  
ようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の全文は、

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>で読むことができます。

# ひとりで悩まないで なや そう だん 相談してみよう

でんわ そうだん  
電話で相談

じんけん ばん  
子どもの人権 110番

ぜろぜろななのひやくとおばん

0120-007-110

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



じかんこども  
24時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省所管)

なやみいおう  
0120-0-78310

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>



そうだん  
メールで相談

じんけん  
子どもの人権 SOS-eメール

[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/0101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html)



そうだん  
SNS (LINE) で相談

じんけん そうだん  
SNS人権相談

とも ついか  
友だち追加はこちらから▶

検索ID: @snsjinkensoudan



[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html)

※相談を受け付けていない地域もあります(2023(令和5)年3月時点)。詳しくはこちらから▲

てがみ  
手紙(ミニレター)で相談

いちねん いっかい ぜんこく しょうちゅうがくせい  
年に一回、全国の小中学生  
ぜんいん くば 全員に配られます。

じんけん  
子どもの人権 SOSミニレター

そうだん ないよう か ゆうびん い  
相談の内容を書いて郵便ポストに入れてください。  
きつて 切手はいりません。



企画 法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会

ホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

制作 公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階  
TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803

ホームページ <http://www.jinken.or.jp>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

2023(令和5)年3月発行